



第6回年次会合報告書 第1部

1999年11月29日、30日
オーストラリア、キャンベラ

第6回年次会合報告書
第1部
1999年11月29日、30日
オーストラリア、キャンベラ

議題1：開会

1. 1 開会の辞

1. オーストラリアのピーター・ユール議長が会合を開会し、加盟国である日本、オーストラリア、及びニュージーランドの代表団、並びに、大韓民国、南アフリカ共和国、台湾、及びインド洋マグロ類委員会からのオブザーバーを歓迎した。議長は、ハリー氏とハウスネヒト氏がCCAMLRを代表していることを注記した。

1. 2 議題の採択

1. 3 会合のアレンジメント

2. 合意された議題及び参加者リストは、それぞれ別添A及びBの通り。

3. 議長は、議題にある事項の検討は、委員会の運営の重要な側面を進捗させるための機会を提供するものであることを注記し、優先すべき事項について合意を得るために、加盟国の協力を求めた。

4. 開会に引き続き最初に検討すべき事項は、議題6の管理戦略ワークショップからの報告、議題7の科学評価手続きのピアレビュー、及び、議題5の貿易情報スキームの最終化と採択とすることが合意された。

5. 議長は、議題の進行に従って提起される特定の問題について、オブザーバーのコメントを求めることにした。

1. 4 オープニングステートメント

6. 日本、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、南アフリカ、及び台湾のオープニングステートメントは別添C、D、E、F、G、及びHの通り。

議題3：財政運営委員会からの報告

3. 1 1999年予算の修正

7. 委員会は、別添Iの1999年予算の修正を承認した。

3. 2 2000年予算の採択

8. 提案されている2000年の予算案は、最近年に実施されてきたと同様な作業計画を基礎としていることが注記された。

9. 2000年の作業計画は、資源評価を支援するための独立科学者の関与する追加の会合を含め最終化される必要があるので、提案された予算案（別添J参照）を暫定的な措置として採択し、将来の作業計画の詳細についての合意の後、次回の委員会においてレビューすることが合意された。

10. 次回の委員会の会合においては同時通訳を実施し、必要な予算の修正については、次回の委員会の会合において検討することが合意された。

3. 3 会計規則の改正

11. 会計規則を別添Kの通り改正することが合意された。

議題4：非加盟国／地域との関係

12. 議長は、この問題については長期間に渡って議論してきているとコメントした。彼は、前日行った韓国及び台湾の代表との会合の結果について簡単な報告を本会議で行った。彼は、両代表とも、委員会に対する協力、及び早期の条約への加盟の希望を表明したと報告した。彼は、ITOLSの命令に従って行われた1999年9月27日～29日の交渉において、締約国は、非加盟国が委員会に協力するか、あるいは加盟することが極めて重要であることに合意していることを、締約国に想起させた。

13. 加盟国は、非締約国／地域の問題に関連して、委員会の加盟国が、非締約国／地域の委員会に対する協力を促進するため、過去3年間に渡り作業してきたと述べた。さらに、すべての締約国は、委員会を通じ、あるいは二国間ベースで、非締約国／地域の条約への加盟、あるいは委員会への協力を追求するための作業を行ってきた。委員会は、これらの国と、1998年以来、真剣な交渉を行ってきた。

14. 締約国は、委員会が、非締約国／地域ができる限り早急に委員会に協力し、そして/又は加盟するよう交渉を前進させていく必要があることに合意した。すべての締約国は、非加盟国／地域による増加する漁獲は、委員会によるSBT資源の保存と最適利用のための作業を侵すものとみており、懸念の対象となっていることに合意した。この問題について、日本と韓国及び台湾との間で意見の交換があった。

15. 日本は、特に韓国の漁獲量が、1994年の119トンから1998年の2,000トンに急増したことを注意喚起した。韓国は、1998年には、1,000トンの割当を受け入れることを表明している。日本は、韓国が、増加した漁獲に見合うよう、割当を1,000トン以上に大幅に増加させることに固執することは、日本が、1980年代後半に自己の割当水準を70%以上削減したこと、及び、SBT資源の回復を確保するため、低い割当水準を過去10年に渡り維持していることからみて、全く不合理であると述べた。日本は、台湾が、現在提案されている協力の枠組みについて真剣に検討することも求めた。韓国及び台湾は、オープニングステートメントにあると同様の彼らの見解及び立場をを繰り返した。

16. 日本は、貿易関連措置を検討する必要性があると述べるとともに、締約国による検討のために行動計画案（別添L）を提示した。日本は、この行動計画は、既に採択、実施されている、ICCATのクロマグロとメカジキについてのモデルを基礎としたものであると説明した。

17. オーストラリアとニュージーランドは、日本が提案した行動計画案には、いくらかの有用な概念が含まれており、さらに検討し、CCSBT6の再開会合前に日本に返答したいと述べた。

議題5：貿易情報スキームの最終化と採択

18. 委員会は、別添Mにある貿易情報スキーム（TIS）を、2000年6月1日から実施することとして採択した。締約国は、（日本の文書CCSBT/9911/20に要約されているように）データの管理を巡るいくらかの技術的な事項が2000年6月までに解決される必要があることを認識しており、これらの問題を休会期間中に解決することを約束した。事務局が、TISの採択を非加盟国／地域に連絡することが合意された。

19. 日本は、ジョイントベンチャー船の情報の収集に関連して、別添Nのアレンジメントを自主的に採用することも会合に報告した。

20. オーストラリアは、日本の漁船団によって漁獲されたSBTの日本への水揚げはTISの対象となるのかどうかという問題を提起したが、この問題は実施前までに解決されればいいものとしておく用意があると述べた。日本は、日本漁船によって漁獲されたSBTが他の国に輸出される場合には、当然TISに従うと述べた。しかしながら、日本で水揚げされ、消費されるSBTは、貿易とは分類されず、従って、TISの対象とはならない。ニュージーランドも、この問題はさらに討議すべき問題であるが、TISのWTOとの一貫性からすれば、国内の漁獲も実質的に同等な報告義務の対象としなければならないというニュージーランドの立場を繰り返した。

21. 台湾は、TISに協力したいとする意志を表明したが、2000年6月からの実施というスケジュールには対応できないと述べた。台湾は、2001年の早い段階での実施を示唆した。台湾の懸念は注記されたが、締約国は、2000年6月という実施日を維持した。韓国は、TISへの協力の意志を表明した。

議題6：管理戦略ワークショップからの報告

22. オーストラリアがワークショップの報告を行い、ホバートにあるCSIROのトニー・スミス博士による管理戦略の開発のための原則についての発表の後、管理戦略の開発に関するたたき台としてのオーストラリア内部の素案が討議されたことを紹介した。加入の崩壊により禁漁となり、その後解禁となったというアクションや、管理戦略の開発のために業界、科学者、資源の管理者の間の協議のプロセスを含む、東部オーストラリアのジェムフィッシュ漁業が具体的な例として取り上げられた。ワークショップは、管理戦略の開発に関連する問題は複雑であることを注記した。SBTの管理戦略の開発は、追加のワークショップ、諮問委員会及び独立議長（次の議題参照）、並びに、社会経済学者を含む外部の専門家の支援を含め、さらに詳細に検討する必要がある。

23. 将来のワークショップのタイミングについて議論された。日本は、CCSBT6(2)が、ワークショップが検討すべき問題のガイダンスを与えるべきであると提案した。ワークショップのタイミングは、2000年の委員会の全体の作業計画の中で検討することが提案された。

24. 日本は、ワークショップは、関連事項についての他の国際／地域機関における現在の議論をレビューすべきであり、管理措置の検討にあたっては、「保存」とともに「最適

利用」の側面を完全に考慮に入れなければならないと述べた。オーストラリアとニュージーランドは、日本の立場を注記した。

議題7：科学評価手続きのピアレビュー

25. オーストラリアがピアレビューワークショップの報告を行い、それが建設的で、自由な意見交換であったこと、次の4点について合意が得られたことを紹介した：

1. CCSBTの科学的プロセスに対する諮問パネルの手続き上のアレンジメント及び付託事項
2. 独立議長及び諮問パネルの資格
3. SAG/SCの議長、諮問パネルの選出
4. SC/SAG議長の任務

26. 委員会は、これら4点の結果を承認した。詳細は別添〇の通り。

27. オーストラリアは、ワークショップは報告書の最終化を含め完結しておらず、次回の委員会会合直前に再開会合を持つ必要があると説明した。

28. 主要な未解決となっている問題は、

1. データ交換と管理における事務局の役割の範囲、
2. 資源評価のための文書とデータの交換の時間割、
3. 事務局が、他のマグロ類の国際委員会において管理されているデータベースの詳細と、そのデータベースの運営にかかる経費についての情報を、2000年1月中旬までに最新化することを求められていることを注記しつつ、事務局で開発し、維持する漁業のデータベースの内容の最終化、である。

29. ワークショップは、委員会が、管理戦略ワークショップとともに、2000年の早い時期に資源評価プロセスワークショップを開催することを勧告した。日本は、事務局が、委員会の効果を促進することになるデータの交換と管理の役割を担うことに対するワークショップにおける合意を歓迎した。

議題8：他の組織との関係

30. 委員会は、事務局長が、1999年12月に京都で開催されるインド洋マグロ類委員会の第4回会合にオブザーバーとして出席すること、その際に行う発表については事前に加盟国の了承を得ることに合意した。

議題10：総漁獲可能量

31. 日本は、委員会が、責任ある地域漁業機関として、加盟国及び非加盟国／地域による全体のSBTの漁獲量を考慮に入れ、まず全体のTACを設定すべきであると提案した。日本は、TACの水準は、彼らの見解では、現在の親魚バイオマスは歴史的にみて低い水準にあるというわけではなく、また、回復の基調にあると考える最近の資源評価に基づいて、現在の11,750トンに追加の3,000トンを加え、さらに非加盟国／地域の漁獲量を追加したものとすべきであると示唆した。日本は、委員会は、産卵場でのSBTの漁獲、及び若齢魚の漁獲を制限する措置をとることを検討すべきであると提案し、委員会の再開会合において提案を行うと述べた。日本は、さらに、オーストラリアの東部沿岸域におけるオ

オーストラリア漁業によるSBTの投棄の申し立てに対する重大な懸念を表明するとともに、特に、この投棄された漁獲物がオーストラリアの割当量管理においてどのように取り扱われているのかについての情報を求めた。

32. オーストラリアは、1998年以来資源評価が行われていないので、TACを増加させる科学的な基礎はないと考える述べている。オーストラリアは、若齢魚に関する自国の立場は、CCSBT5(1)において明確にしてであると述べた。

33. オーストラリアは、不法なあるいは無責任な漁業を奨励したり、支持することはなく、十分な証拠がある場合には、違反者を起訴する用意があると述べた。このような申し立てを行う経済的な動機を指摘しつつ、オーストラリアは、オーストラリア東部沿岸域では常にいくらかのSBTの漁獲があり、オーストラリアの割当量はこれらをカバーするためにも割り振られていると述べた。

34. 日本は、申し立ての基礎とした新聞の切り抜きのファクスの写しを提供し、オーストラリアが、この問題、特に、投棄がオーストラリアの割当に対してどのように計算されているのかのさらに詳細な説明を求めた。オーストラリアは、必要な追加の情報を提供すると述べた。

35. ニュージーランドは、すべての加盟国は、親魚バイオマスが歴史のみで低い水準にあることに合意していることを注記しつつ、再建の可能性を改善するための緊急のステップをとることを主張した。ニュージーランドは、国際海洋法裁判所 (ITLOS) の6名の判事による、直近の短期間において、漁業に関連するすべての関係者の漁獲を削減することが、中長期的にみて資源の回復を支援するものとなるという勧告を注意喚起した。ニュージーランドは、さらに、判事は、そのためにUNCLOSの第64条は、協力の義務を規定していることを注記していると述べた。

36. オーストラリアとニュージーランドは、TACに関し加盟国間で合意がないので、すべての加盟国は、直近に合意した割当水準に漁獲を制限すべきであるというITLOSの命令に拘束されることを注記した。従って、オーストラリアとニュージーランドは、合意されたTACへの取り込みをペンディングとしつつ、新規加盟国に対する暫定的な割当を行うに際し、恣意的なものは入らないという見解を述べた。

37. 日本は、TACの問題が、締約国間で、完全かつ真剣に討議されなかったことを落胆していると述べた。

議題11：調査漁獲

38. 日本は、分析が最終化した際には、1999年の調査漁獲計画 (EFP) の結果を委員会に提供することを注記しつつ、CPUEの解釈を巡る不確実性を早急に解決するために、2000年もEFPを継続する必要があると述べた。日本は、EFPを2000年5月には開始したいと述べ、将来のEFPの共同実施の合意を追求するために、作業部会を設立することを提案した。日本は、さらに、SBTのよりよい科学的管理に必要な科学的知見を改善するための日本のSBTの科学調査に対する取り組みを、長期のものから短期のものまで示す文書 (別添P) を提示し、EFPは、同じ目的から提案され、実施されてきたと述べた。

39. オーストラリアは、よりよい情報を必要とするSBT漁業の分野があることに合意した。オーストラリアは、長期の戦略的なベースで、委員会においてよい科学に導く、よ

い科学調査計画について討議すると述べた（このことが、オーストラリアが締約国の作業に外部科学者の参加を依頼することに同意した理由である。）。オーストラリアは、自己の見解では、ほとんどの漁獲努力が既知の漁場に集中しているようなEFPで、再び委員会の作業を行き詰まらせることは望まないと述べた。価値があると考えられる、例えば、（インドネシアとの）産卵場調査のような調査分野がある。オーストラリアは、さらに、科学調査計画を含む、いくつかのたたき台となる提案を示す文書を、ここ数週間内に加盟国及び非加盟国／地域に提示するだろうと述べた。

40. ニューージーランドは、漁業を理解する際の不確実性を解決するための健全な科学に基づいて、協力的に作業することに対するコミットを示した。ニューージーランドは、さらに、委員会は、この問題を、非生産的なアプローチを繰り返すのではなく、科学プロセスの改善のための現在進行中の努力の枠組みの中で検討することを示唆した。

41. 日本は、科学情報を改善することの長期的な利益が重要であるというオーストラリアの見解を共有した。しかしながら、日本は、CPUEの解釈及びTACを含む現在未解決となっている事項を早急に解決することの重要性を強調した。日本は、ITLOSの命令の規定にも関わらず、オーストラリアとニューージーランドが、共同EFPに関する討議のスケジュールを立てることを辞退したことに落胆したと述べた。

議題 17：作業計画

42. この問題は、締約国間で休会期間中に議論することが合意された。

議題 18：事務局長の任命

43. この問題は、締約国間で休会期間中に議論することが合意された。

議題 20：閉会

44. 締約国は、委員会の第6回年次会合を2000年の早い時期に再開することで合意した。

ピーター・ユール
議長

別添のリスト

- 別添
- A 議題
 - B 参加者リスト
 - C オープニングステイトメントー日本
 - D オープニングステイトメントーニュージーランド
 - E オープニングステイトメントーオーストラリア
 - F オープニングステイトメントー韓国
 - G オープニングステイトメントー南アフリカ
 - H オープニングステイトメントー台湾
 - I 1999年の修正予算
 - J 2000年予算
 - K 会計規則の改正
 - L ミナミマグロの保存措置の効果を確保するための行動計画に関するCCSBT決議案（日本提案）
 - M CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画
 - N ジョイントベンチャー操業に関する情報収集のためのアレンジメント
 - O ピアレビュー／SBT管理戦略ワークショップにおいて作成され、合意された文書
 - P ミナミマグロの資源評価のための日本の調査活動

議題

1. 開会
 1. 1 歓迎の辞
 1. 2 議題の採択
 1. 3 会合のアレンジメント
 1. 4 オープニングステイトメント
 1. 4. 1 加盟国
 1. 4. 2 その他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. 財政運営委員会からの報告
 3. 1 1999年予算の修正
 3. 2 2000年予算の採択
 3. 3 会計規則の改正
 3. 4 その他
4. 非加盟国地域との関係
 4. 1 インドネシア、韓国及び台湾
 4. 2 その他の非加盟国／地域
5. 貿易情報スキームの最終化と採択
6. 管理戦略ワークショップからの報告
7. 科学評価手続きのピアレビュー
8. その他の組織との関係
 8. 1 関連漁業管理機関及び国際的な文書
 8. 2 CWP
 8. 3 CITES
 8. 4 科学委員会の会合におけるIGOの参加
9. 科学委員会
 9. 1 1998年の科学委員会の会合の報告
 9. 2 科学委員会の手続規則
10. 総漁獲可能量とその配分
 10. 1 総漁獲可能量
 10. 2 国別配分
11. 調査漁獲計画

12. データ管理のためのアレンジメント
13. SBT漁業のレビュー
14. 遵守委員会からの報告
15. 将来の割当量配分のメカニズム
16. 委員会の文書の機密性
17. 作業計画
18. 事務局長の任命
19. その他
20. 閉会
 20. 1 1999-2000年の議長及び副議長の選出
 20. 2 報告書の採択
 20. 3 閉会

参加者リスト

議長

ピーター・ユール

農漁業林業省漁業林業担当第一次官補

オーストラリア

グレン・ハリ

農漁業林業省漁業養殖業担当次官補

マリー・ジョーンズ

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課長

チャールズ・ハウスネヒト

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課上席顧問

ロイス・グッド

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課

ビル・キャンベル

法務省国際法部第一次官補

マーク・ジュニングス

法務省国際法部上席顧問

レベッカ・アーウィン

法務省国際法部首席法律担当官

ジョシュア・ブライエン

法務省国際法部法律担当官

ジョン・カリッシュ

農漁業林業省農村科学局漁業林業部上席調査官

キャロリン・ロビンス

農漁業林業省農村科学局漁業林業部

スティーブイ・ボルトン

オーストラリア漁業管理庁

ディビッド・ケイ

ミナミマグロ、南部・西部マグロ・カ時期類管理者

マーク・フラニガン

オーストラリア環境庁海洋グループ次官補

ニール・ヒューズ

オーストラリア環境庁沿岸政策課長

コリン・ヘセルティーン

オーストラリア環境庁沿岸政策課

ジョナサン・スウェイテス

外務貿易省北アジア課

アンドリュー・サーディー

外務貿易省法務局海洋法海洋政策課長

リチャード・リグビー

外務貿易省法務局海洋法海洋政策課担当官

デレック・ブラウン

外務貿易省北東アジア部次官補

スコット・デワァー

外務貿易省北アジア課日本担当官

ジョン・ラングトライ

外務貿易省韓国担当官

イアン・ポイナー

外務貿易省台湾担当官

トム・ポラチェック

CSIRO海洋研究所熱帯及び表層生態系計画

CSIRO海洋研究所熱帯及び表層生態系計画

ブライアン・ジェフリー

上席調査官

ジョー・プグリシ

オーストラリアマグロ漁船船主協会会長

ウェズリー・サミュエル

オーストラリアンブルーフィン会社専務

K. ウチノ

シップ・エージンシー会社

ジョン・アイスル

シップ・エージンシー会社

ロビン・パイク

MGケイリス・グループ

グレン・サント

ディ漁業会社

リック・コレガ

トラフィック・オセアニア

エリック・ジャープ・モレナール

フィナK会社

ベン・ビンセント

ウールンゴン大学海洋政策センター客員研究員

農漁業林業省漁業養殖業部

日本

上之門 量三
小松 正之
香川 謙二
遠藤 久
加藤 雅丈
岡田 英明
辻 祥子
伊藤 嘉章
渡辺 勤
三浦 望
島山 吉勝
羽根田 弘
井上 博孝
佐々木 新六
金沢 俊明
檜垣 浩輔
水間 史人

水産庁漁政部審議官
水産庁漁政部国際課漁業交渉官
水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
水産庁漁政部国際課課長補佐
水産庁資源生産推進部漁場資源課課長補佐
水産庁漁政部国際課
遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
外務省経済局漁業室長
日本鯉鮪漁業協同組合連合会専務理事
日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際部
日本鯉鮪漁業協同組合連合会
日本鯉鮪漁業協同組合連合会
日本鯉鮪漁業協同組合連合会
日本鯉鮪漁業協同組合連合会
全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
在オーストラリア日本大使館一等書記官

ニュージーランド

マーク・エドワーズ
ターボット・マーレイ
グラント・ブライデン
マーク・パーソン
エラナ・ゲディス
ウォレン・ウェートフォード
ビル・マンズフィールド

漁業省政策担当責任者
国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
漁業省上席分析官
外務貿易省北アジア課
外務貿易省条約局法律顧問
外務貿易省北アジア課政策担当官
国際法律コンサルタント

オブザーバー

韓国

ホン・ジャエ・イム
ヤング・ヒュン・チョイ
ハエ・ウオック・チョン
タエ・イング・チュング
ジ・ボング・ソング
キ・ユン・ユ
ユン・ジュアング・バエ
イン・ケウン・パク
キ・チョウル・ワング

外務貿易省国際経済局次長
海洋漁業省国際協力担当局長
在オーストラリア韓国大使館参事官
外務貿易省経済協力課課長補佐
在オーストラリア韓国大使館一等書記官
外務貿易省国際法律問題課課長補佐
海洋漁業省国際協力課課長補佐
韓国遠洋漁業協会部長
ドングウォン漁業会社専務

南アフリカ

ユージーン・グローブラー

在オーストラリア南アフリカ大使館参事官

台湾

ツ・ヤウ・トゥアイ
クオ・ヤン・ウァング
ポール・W.L.・チャング
シウ・リング・リン
チャオ・ハシグ・チェン
チュング・ハシグ・ウー

農業委員会漁業局遠洋漁業課長
在オーストラリア台北経済文化事務所部長
在オーストラリア台北経済文化事務所課長
農業委員会漁業局遠洋漁業課専門官
高雄地方政府建設局漁業部次長
台湾遠洋マグロ船主及び輸出協会
インド洋操業委員会議長
台湾遠洋マグロ船主及び輸出協会事務局員
海外漁業開発審議会情報部長

チ・ホ・ホウ
シュイ・カイ・チャン

インド洋マグロ類委員会

アレジャンドロ・アンガヌーチ

事務局次長

CCSBT事務局

キャンベル・マグレガー
前 章裕
チカ・スカリー

事務局長
事務局次長
事務担当

通訳

サエミ・ババ
クミ・コイケ

1999年11月
キャンベラ

ミナママグロ保存委員会第6回年次会合

開 会 挨拶

議長、締約国代表及びオブザーバーの皆様、

ミナママグロ保存委員会（CCSBT）第6回年次会合の開催にあたりまして、日本代表団を代表して一言ご挨拶申し上げます。

1. 今次会合は、1994年5月にウエリントンでミナママグロ保存委員会第1回年次会合が開催されて以来、第6回目の年次会合にあたりますが、実際は年次会合だけでも10回以上開催されており、加えて科学委員会、生態学的関連種作業部会、貿易情報スキームワークショップ、共同調査漁獲作業部会等が開催されたにもかかわらず、現在、資源評価を巡る締約国間の見解の相違により、委員会において総漁獲可能量（TAC）、国別割当量が決定できない状態となっております。

2. 我が国は、資源評価を巡る不確実性の中、最大でかつ現実に収集できるCPUデータを得て、3カ国間の科学的見解の差を埋め統一した管理措置への合意のための建設的な提案として1998年と1999年に共同調査漁獲を提案しました。他の締約国からは不確実性の解消のための具体的かつ現実的な問題解決提案はありませんでした。

現実に委員会や科学委員会には、資源の評価モデルすら合意できない状況です。ここに新たな資源評価方式や不確実性を導入し、いたずらに、この委員会を混乱に陥れることは避けるべきであります。

3. 先週、我が国は、ピアレビューワークショップと管理戦略ワークショップに積極的かつ建設的に参加いたしました。我が国の委員会の科学的プロセスを正常化したいとの強い意欲もあってピアレビューワークショップは、すばらしい成果を達成いたしました。これまで科学委員会は独立科学者に独自・独立見解の表明の機会を与えるべきとの事に関し、これを与えてきてきませんでした。その結果、科学委員会は、独立科学者に科学委員会の報告書作成にも関与させず、外部の独立した見解が提供されていたにもかかわらず、外部科学者の独立の見解を事実上排除してきました。この結果、いたずらに3カ国の科学者が対立したままだったのです。先週のピアレビューワークショップでは、我が国は、独立の外部科学者からなるAdvisory Panelは科学委員会のコンセンサスづくりを支援すること、コンセンサスが達成されない場合にはAdvisory Panelは、独立かつ自由に委員会に対して資源評価、管理措置及び調査計画に関し、助言や見解の提供が可能となりました。豪も、Advisory Panelは常に科学委員会を通じて委員会に報告するとの立場「すなわち、従前の外部科学者は科学委員会では国別科学者と対等の立場ではない」との立場を変更されたことを評価します。

4. 次に先週の管理戦略ワークショップは、スミス博士のプレゼンテーションを聞き、豪州国内では、少ないデータで単純にかつ頑健な管理戦略を採用していること、また、行政

官と科学者と業界が話し合っ決定されたことも判明し有意義でした。それが、ミナミマグロでは豪州の考えが、新たなコンセプトを特段の実態と理論の裏付けや他のマグロの地域漁業管理機関の例から学ぶことなく、新たな管理方式を導入しようとの考えであったことに驚いています。我々は、過去の委員会の機能不全から学ぶべきです。管理戦略ワークショップもFAOが行ったFishery Indicatorsの専門家会議や他の国際マグロ地域漁業管理機関の管理戦略に学びかつ、条約の他の目的である「Optimum Utilization（最適利用）」も考慮した管理戦略とするべきであります。

また、委員会の目標である1980年の親魚水準レベルに2020年までに回復させるために現行のVPAモデルやパラメーターの違いを狭めかつ、資源評価に合意することを優先すべきであります。

5. 我が国は、過去、数年に亘りTACの3,000トン増加を要求して来ました。これは、この増加要求は十分な科学的根拠に基づくものであり、保存（Conservation）を達成しつつ、Optimum Utilization（最適利用）を達成するとの条約の目的に沿ったものがあります。非加盟国・地域が委員会に加入する場合の割当てられるべき適切な数量のNational Quotaを加え、我々は今のTACの11,750トンを更に増加するべきであると考えます。

6. 日本は、TAC以外の管理措置の導入も積極的に導入すべきであるとの考えであります。現在の操業のパターンとプラクティスは親魚資源と資源全体の回復に大きなダメージを与えております。

その1つが、

(1) インドネシアによる親魚の漁獲であります、委員会の目標である産卵親魚の回復が加盟国によりいかに保護に努力を注いでも、インドネシアが親魚を獲っているは何の意味もありません。そのために親魚産卵場でのミナミマグロ漁業に規制を導入すべきと考えています。

(2) 第2に小型魚の多獲です。近年のまき網漁業による小型魚の多獲は、親魚への過去と同様将来の加入を減少させます。従って、小型魚の漁獲の規制を導入すべきであります。これは、ICCATなどは既に取り入れられています。

(3) また、豪州の東岸の延縄漁業で混獲されたミナミマグロについて、これら漁業者がミナミマグロの混獲枠（ITQ）がないため投棄量が250トンから400トンに達したと承知しております。これは、豪州の国別割当量を超えて行われたものであれば、条約に照らして重大な問題であり、適切な対応が必要です。

7. 資源評価を巡る締約国間の見解の相違を解決するために実施した調査漁獲が、締約国間で紛争となり、責任ある漁業国としてこれまでに様々な国際機関及び地域漁業管理機関において漁業資源管理に貢献してきた我が国が、国際海洋法裁判所に提訴されて、他方、特段の規制も課せられず操業している非締約国・地域が自由に操業を行っている事実があります。我が国は、この様な事態を非常に大問題とっており、この問題を解決するために、国際的な枠組において地球規模での問題解決にも積極的に参加するとともに、2国間協議において右国・地域等に加盟又は協力を働きかけてきました。当然のことながら、締約国間でも、貿易情報スキームの早期完成及び非締約国・地域への加盟又は協力の要請等の努力しているところであり、今回、貿易情報スキームの導入につき、原則的な合意にこの委員会として到達したいと考えております。また、非加盟国・地域の加盟促進とミナミマグロの保存管理措置への協力を要請する非加盟国・地域対策行動計画も我が国から提案するので、是非合意をみたい。これらの対策により1日も早くGlobalなミナミマグロ漁業の正常化と持続的利用と漁業の達成を図ることに我が国はコミットしています。

8. また、我が国は、ミナミマグロの保存及び最適利用を確保するために最大限CCSBTに協力してきました。本年初旬から共同の調査漁獲策定に向け、作業部会が開催され、我が国は建設的な共同調査漁獲計画を策定し、討議に応じました。しかしながら、合意することが出来ず、共同調査は実現出来ませんでした。我が国は、現在も妥当なTACに合意出来ない場合には、資源評価の差を巡る不確実性の解消を目的とした調査漁獲の継続実施が重要と考えております。従って、共同調査漁獲案を明年早々にも他の2カ国に回章する所存であり、調査漁獲作業部会を開催し、検討、合意しこれらを共同で実施することを切に望むものである。

9. 最後になりますが、我が国漁船は未だ豪州の港への寄港を解除されていません。本年8月27日の暫定措置の考えの柱は、1997年の合意のあった時期に現状を取りあえず回復せよとの趣旨と考えられるので、我が国は、この趣旨に沿って全てのアクションをとり、その実行を表明しました。豪州は1997年には入港を認めていたが、1998年の調査漁獲の開始とともに入港を拒否したのですから、この事由が喪失した以上、これをただちに復活していただきたい。

なお、今次会合をホストしていただいた豪州政府、関係者及びCCSBT事務局のスタッフの方々に感謝の意を表明するとともに、CCSBTが他の加盟国の協力を得て2000年という新たな年にふさわしく発展していくことを期待しております。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニングステイトメント
CCSBT6(1)、1999年11月29-30日

おはようございます、そしてオーストラリアと日本の代表団を歓迎する。南アフリカとIOTCからのオブザーバーの参加を歓迎し、特に、台湾と韓国からの代表団を歓迎する。

委員会の前回の会合からの期間は、我々の長期に渡る作業関係にとって困難で、緊張を強いるものであった。しかしながら、意見の相違にも関わらず、共有する目標は、資源管理の決定の基礎となる包括的で合意された資源状態の評価をえ、資源からの将来の持続的な生産を確保し、委員会をこれらの目的を達成するための効果的な管理機関として堅牢なものとするものであることは明確である。

この会合は、ITLOSの差配と命令、及び、ITLOSの命令に従った9月のキャンベラにおける交渉以降初めての委員会の会合である。記録にも残されているとおり、これらの交渉は、積極的かつ建設的な雰囲気の下で行われ、委員会の締約三ヶ国の、困難な過去の期間から、協力の時期へ動かしていこうという希望を反映したのもであった。

ITLOSは、委員会で起こった問題について、明確で、曖昧さのない差配を行っている。彼らは、現在までに、締約国がとってきた異なったアプローチも評価している。彼らの包括的な差配は、我々が合意しない日本のステイトメントのすべての点に対する反論を提供する必要をなくしている。

しかしながら、TACを増枠すべきとする日本の主張に対し、我々は、これはITLOSで賛同を得た見解ではないことを注記する。裁判所は、日本、並びに、オーストラリア及びニュージーランドから、資源状態に関する多くの証拠についての聴聞を行った。このことは裁判所が決定すべき問題ではなかったが、6名の判事は、直近の短期間について、すべての漁業に関わる関係者が漁獲量を削減することが、中長期的な資源の回復を支援するものとなるだろうという宣言を個別に行っている。彼らは、UNCLOSの第64条が、このための協力の義務を規定していることを注記している。

日本が提案している調査漁獲計画については、私は、我々は、健全な科学調査を通じて資源に対する我々の知見を増加させることを常に支持するものであることを、単に注記しておく。私は、「健全」という言葉を強調しておく。日本のEFP提案に対する我々の困難は、それが、我々の見解では、資源評価における不確実性を解決するための効果的な方法を提供しないだろうということである。

ニュージーランドにとっては、委員会の完璧性と将来の機能が最も重要である。SBTに責任のある効果的な委員会なくしては、資源の将来、そしてその利用に伴う利益は、危機に瀕し、達成されないだろう。

我々は、この二日間の会合では限られた時間しかもてないので、9月に合意した5つの主要な問題についての進捗を図れるように、慎重に時間の利用を考えなければならない。我々は、このことは、我々代表団の幅広い能力の利用を通して、残された問題の解決のための焦点をあてた作業グループと、それらの作業を最終化するための明確なプロセスを作成することによって最もうまく達成できると確信している。

本会合においては、我々は、現在委員会に加盟していない、最も重要なSBTの遠洋漁業国／地域の出席を得ている。我々は、彼らが委員会に参加するという責任と義務に対しコミットすることを達成するための残されたステップを直ちに完結する必要がある。このことによって、現在の枠組みの効果が相当に改善されることになる。我々は、南アフリカが、委員会に加盟するために必要なステップをとることも奨励する。

漁業に関わる主要な者を取り込むことを最終化する一方で、委員会は、貿易情報スキームの創設のための残されたステップを迅速にとらなければならない。究極的には、このスキームは、資源評価と管理に重要なデータを我々が得ることを確保するだけではなく、

SBTを漁獲する委員会の外の漁業からの協力を得ることを奨励するインセンティブともなるものである。

加盟国は、資源評価及び委員会が使用する科学プロセスにかかる問題を解決するために我々がとろうとする方策に、原則的に合意している。我々は、先週の作業部会によって合意された結果を承認する必要がある、賢明な管理のための決定の中心となる資源評価の助言を我々に経済的に提供するようなプロセスの実施に必要となる、さらに詳細な点について早急に合意する必要がある。これらの科学プロセスの改善は、改善された管理戦略、及び、その結果としてのTACの設定についての改善された手続きを通じて達成される合意された回復目標の実現の中心となるものである。

最近の事件の結果、国際社会は、相違を解決し、重要な問題について進捗させるために委員会がとったステップを詳しく評価することになるだろう。ニュージーランドの代表団は、これから二日間、確固たる結果を生み出すための、建設的かつ積極的な意見効果となるよう、あらゆる努力を払うことを約束する。

オーストラリアのオープニングステートメント

議長、CCSBT5を閉会するにあたり前議長に感謝するとともに、私は、非常に困難な年であるCCSBT5における議長を勤めた日本の高瀬氏に対し、オーストラリアからの感謝の意を送りたい。

CCSBT6のホスト国として、私は、CCSBTの加盟国である日本とニュージーランド、非締約国／地域として、台湾、韓国、南アフリカ、さらにIOTCからの代表を歓迎したい。

我々すべてが関係するCCSBTの目的を強化することを示すように、我々全員がここにテーブルについていることは有益なことである。

私は代表団の紹介を行うことにしていたが、非常に多くで、ハイレベルの政府及び業界の代表からなるという短いステートメントで十分だと思う。

我々、全体のSBT漁業に参加している者は、重大な時点にさしかかっている。この一年間ほど、我々の科学的、管理上のアレンジメントが、集中的で国際的な精査の下にさらされたことは今までなかった。国際海洋法裁判所の命令は、この委員会に何が期待されているかを明確なものとした。締約国は、真の進捗をみるために何が必要であるかについて明確な方向性を有しており、その実施においては、我々は、ミナミマグロの保存と最適利用という委員会の目的を視野からはずすことがあってはならない。

9月の交渉における、すべての締約国の善良な意志と進捗の構築、及び先週の4日間のワークショップから、私は、この委員会は、現在我々の前にある問題に取り組むことができると確信している。私は、我々が優先度が高いと考える問題についてのオーストラリアの見解を簡単に紹介する。

1. まず、非加盟国／地域である。資源の保存と管理のために、すべてのSBTを漁獲する国が共同で作業を行っていくことが重要なことは明確である。我々に加え今回は、主要な非締約国／地域のうちの二つからの代表が参加している。我々（日本、オーストラリア、ニュージーランド）は、先月、韓国、台湾に対しデマルシェを行い、非常に価値のある交渉を行った。私は、我々は、ここに、漁獲割当及び加盟に関連する問題について前進させる強固な基礎を持ったと確信する。善良さと正しい意志に従い、我々は、これらの問題を解決することができる。

2. 二番目は貿易情報スキームである。貿易情報スキームは、伝統的な漁業の監督、取締措置を補完する追加のアレンジメントとして必要であることが益々明らかになるにつれて、他の地域漁業管理機関によって作成され、実施されてきている。漁業全体を管理するために十分有用なものとするためには、スキームは、すべてのSBTの漁獲／輸出国、輸入／消費国から貿易情報を収集しなければならない。換言すれば、それはすべてのSBTをカバーしなければならない、正確に実施され、透明性のあるものでなければならない。オーストラリアは、我々は、そのようなスキームが今採択できる状態にあると確信している。

3. 我々は、ピアレビュー／管理戦略ワークショップの結果に勇気づけられており、あとから会合の中で結果の報告があることになっている。

4. 四番目は、戦略的な長期調査計画の大きな枠組みを提供するための合意された科学調査計画である。この問題は、CCSBTにおける大きな隔たりの原因となってきたが、もしすべての締約国が受け入れ可能な、漁業に関する我々の知見を増進させるための科学調査を前に進める方法があるのであれば、それは、この枠組みの下で、外部科学者の援助を通じたものであろう。我々は、一方的な調査漁獲計画には寛容になれないことを指摘してきたし、非科学的あるいは偏った調査計画の結果に資源状態を委ねることはない。

最後に議長、私は、オーストラリアは、このCCSBTの会合を前進させ、ここに指摘した問題をすべての締約国が相互に満足できる形で解決させたいという、非常に強い希望を持っていることを発言しておきたい。国際社会は、今CCSBTに対し非常に高い期待を持っており、私は、協力とテーブルのすべてのサイドからの意志の力によって、我々は、我々の努力を更新し、CCSBTを世界の中でも最善の地域漁業機関とするための基礎固めをすることができるかと確信している。しかしながら、そのためには、すべての締約国が変化に対し真の貢献とコミットを行い、柔軟性を持つことが必要である。我々は、ともに進んでいく道を見つけなければならない。

ありがとうございます。

オープニングステイトメントー大韓民国

議長、代表団の皆さん、

まず、韓国代表団及び私自身に代わり、議長及びCCSBTの加盟国が、韓国代表団のこの重要な年次会合への出席を招請されたことを感謝する。また、韓国代表団は、この会合に出席するためにキャンベラへ来るにあたっての事務局のアレンジメントにも感謝する。韓国代表団は、議長及び加盟国と、議長のリーダーシップの下、この会合が最も生産的な形で行われるように十分協力したいと考えている。

よくご存知の通り、大韓民国は、条約起草のための交渉に積極的に参加することによって国連海洋法条約の完成に努めてきたし、ICCATやIOTCといった既存の高度回遊性魚類の保存のための地域漁業機関に参加することによって、海洋資源の保存にも努めてきた。大韓民国は、従来から一貫して、海洋生物資源の持続的な保存と管理に協力してきたし、この立場は今後も継続していく。

ここで問題になっているミナミマグロ（SBT）の保存に関しては、韓国は、SBT資源の持続性のための効果的な保存と最適利用の重要性を完全に理解しており、さらに、CCSBTの努力に協調してきた。韓国は、責任ある漁業国として、CCSBTを含む国際的な漁業コミュニティとの協力のため、本年から、SBTの漁獲に対し自主規制を実施している。韓国の業界は、現時点で、年間1,600トンの自主規制枠を誠実に遵守することにしている。さらに、韓国は、SBT漁場から3隻の漁船を撤退したので、漁獲能力は19隻から16隻に削減された。

韓国は、貿易情報スキームが完成し、委員会によって採択される場合には、このスキームに対し、関連する漁獲量及び努力量のデータを提供する。さらに、韓国は、委員会に対する科学的助言について、CCSBTの科学委員会に科学者を派遣したいと考えている。これらの韓国のCCSBTへの協力は、CCSBTへの韓国の加盟の問題とは別に継続される。韓国は、海洋生物資源の保存と管理のための他の国際的な合意の下での義務を完全に遵守する。

SBT資源の保存と管理における責任を完全に果たすため、韓国は、CCSBTへの加盟を追求してきた。しかしながら、このことは、主としてCCSBTが韓国に示す割当量が、韓国の漁業実体とかけ離れているため、現時点では実現していない。保存のための義務と並行して、韓国の漁業の権利及び関心も尊重されなければならない。私は、10月に韓国を訪れたCCSBTの代表団に我々が提案していた年間割当量水準がCCSBTに受け入れられることを希望する。提案した割当量水準は、現在の漁獲量に照らし、より多くの水準を希望する漁業界からの強い抵抗と政治的な圧力の下で、交渉したものである。

我々は、韓国、CCSBT双方にとって利益があると信じる、CCSBTへの加盟の早期実現への希望を再度繰り返したい。韓国の加盟を先延ばしにすることは、CCSBTの保存のための努力に反することである。従って、CCSBTの加盟国として、韓国の立場に対する前向きな理解と協力、さらに、政治的な配慮をすることが、韓国の早期加盟の実現のために極めて重要である。

我々は、CCSBTの追求する目標に賛同し、そのためのステップを踏んでいく用意がある。しかしながら、我々は、この目標を達成するためには、歴史を振り返り、現在を直視し、将来の予定を立てることが必要となる、すなわち、何故SBTの保存が現在急に行われているのか、どのように漁業資源が評価され、関係データが取り扱われているのか、どのように資源を公平に保存し、利用するのかという点について改善の余地があると考えている。

我々は、この年次会合において実り多い討議が行われ、特に韓国のCCSBTへの早期加盟に好意的な良好な成果が導き出されることを希望する。

南アフリカ大使館参事官ユージーン・グロブラーの発言

議長、すべての代表団の皆さん、

1. 南アフリカは、みなみまぐろ保存委員会の第6回年次会合に参加できたことを感謝している。
 2. 南アフリカは、そのような意味でのマグロ漁獲国ではないが、南アフリカ水域において他の国がまぐろ類を対象に漁業を行っている。
 3. 南アフリカは、現在、みなみまぐろ保存委員会への加盟を真剣に検討しており、まもなく結論がでることになっている。
 4. 南アフリカは、この条約を含む、海洋資源の利用と保存のためのすべての文書に合意している。
 5. 南アフリカは、この点に関し、良好な実績を有している。
- ありがとう。

台湾のオープニングステートメント
1999年11月29日

台湾の代表団に代わり、私は、我々がこの会合への参加を招請されたことを感謝する。

マグロ類の漁獲国として、我々は、その持続的利用のために、マグロ資源の保存と管理が重要であることを認識している。我々は、この目標を達成するためには、すべての関係国による共通の努力が極めて重要であることも理解している。そのことが、我々代表団が、招請を受け入れ、ここに参加している理由である。

1995年にCCSBTが決定した線に沿ったSBTの保存の目的のため、台湾は、1996年以来SBTの年間漁獲を1,450トンに自主規制する措置を課してきた。この措置を実施するため、我が政府は、SBTの毎日の漁獲や操業位置の週報を漁業当局に行うこと、操業が完了した際のログブックの提出といった、関係する我々の漁船の責任を示す実施規則を作成した。さらに、我々は、SBTの調査及び海鳥の偶発的捕獲の問題を担当する科学者を派遣し、漁業者に、海鳥の偶発的捕獲を回避する方法を指導する冊子を作成した。

議長、台湾は、みなみまぐろ保存条約の締約国ではない。台湾は、これらの措置をとる義務はない。しかしながら、今私が説明したとおりの措置をとってきた。我々は、我が政府による上記の努力は、SBT漁業に関係するすべての政府によって正当に認識され、評価されるべきであると考えている。

議長、世界の主要な漁業国として、我々は、我々とCCSBTの関係を正常化する時期に来ていると思う。従って、私は、この機会に、みなみまぐろ保存条約の締約国としてのステータスを申請する書簡を手渡したい。我々は、この申請が真剣に検討されることを希望する。私は、我々の締約国としてのステータスを可能とするための何らかのアレンジメントが必要となる場合には、我々は、公平、実施可能で、かつ、台湾のステータスを正当に尊重したアレンジメントのみを受け入れることを強調しておきたい。

最後に、私は、これから2日間の建設的な討議を期待したい。我が代表団は、ホスト国、オーストラリアによるすばらしいアレンジメントともてなしに感謝している。

1999年の修正予算

(修正後) 1998		承認済み 1999	1999年の修正案
	収入		
45,000	前年からの繰り越し	24,600	24,600
	加盟国の分担金		
247,314	日本	247,314	
221,763	オーストラリア	221,763	
67,023	ニュージーランド	<u>67,023</u>	
		536,100	536,100
36,000	職員課徴金	50,000	52,000
20,000	利子収入	<u>15,300</u>	<u>15,300</u>
		65,300	67,300
7,500	その他の収入		
	1999年のEFP関連会合の経費の差額に見合う留保基金からの資金		89,850
644,600	総収入額		717,850
	支出		
29,500	(第4回年次会合再会合; 1998年1月、2月)		N/A
	委員会の年次会合		
8,500	通訳経費	36,000	44,600
	会場借料	5,000	4,000
	機材借料	5,000	3,000
	その他の経費(EFP会合の議長のCCSBT5(2)への出席を含む)	10,000	7,250
	出版と翻訳	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>
8,500			60,850
	委員会の特別会合		
---	会場借料、通訳経費、及びその他の経費		30,000
			N/A
15,100	追加の小委員会/ワークショップ(貿易/ピアレビュー/管理戦略)		20,000
	科学委員会		
34,200	通訳経費	21,000	11,000
11,500	会場借料	5,500	4,000
2,900	機材借料	4,000	3,000
---	コンサルタントの雇用	33,000	nil
4,500	その他の経費	1,000	1,000
	出版と翻訳	<u>4,000</u>	<u>1,000</u>
53,100			68,500
	事務局経費		
205,000	事務局職員経費	220,000	215,000
50,000	職員課徴金	52,000	52,000
36,000	職員の年金/社会保障	38,000	38,000
5,000	職員の補償保険/旅行保険/物品保険	5,000	7,300
40,000	旅費/運搬費-海外及び国内	38,000	50,000
---	その他の委員会の報告書の翻訳	10,000	5,000
1,000	訓練	2,000	1,700
10,000	海外からの採用者のための年間経費-一時帰国経費、帰国経費、移転費	<u>5,000</u>	<u>10,000</u>
347,000			370,000
	事務所管理費		
31,000	事務所借料	31,000	31,000
16,800	事務所の運営経費	16,800	16,800
10,000	物品購入費	10,000	10,000
7,000	通信費	7,700	7,700
<u>12,000</u>	その他	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>
76,800			77,500
90,000	科学評価手続きのピアレビュー		
	EFP作業部会		152,500
24,600	翌年への繰越金		
644,600	総支出額		717,850

2000年予算案

(修正後)			
1999		2000	
	収入		
24,600	前年からの繰り越し		
	加盟国の分担金		
247,314	日本	247,314	
221,763	オーストラリア	221,763	
67,023	ニュージーランド	<u>67,023</u>	536,100
52,000	職員課徴金	52,000	
15,300	利子収入	<u>12,400</u>	64,400
89,850	1999年のEFP関連会合に経費の差額に見合う留保基金からの資金		
717,850	総収入額		600,500
	支出		
	委員会の年次会合		
44,600	通訳経費	28,000	
4,000	会場借料	11,000	
3,000	機材借料	8,000	
7,250	その他の経費(EFP会合の議長のCCSBT5(2)への出席を含む)	2,000	
<u>2,000</u>	出版と翻訳	<u>3,000</u>	52,000
60,850			
	委員会の特別会合		
0	通訳その他のサポート		10,000
28,000	追加の小委員会/ワークショップ		25,000
	科学委員会		
11,000	通訳経費	22,000	
4,000	会場借料	5,500	
3,000	機材借料	5,500	
0	コンサルタントの雇用	20,000	
1,000	その他の経費	2,000	
<u>1,000</u>	出版と翻訳	<u>3,000</u>	58,000
20,000			
	事務局経費		
215,000	事務局職員経費	225,000	
52,000	職員課徴金	52,000	
38,000	職員の年金/社会保障	40,000	
7,300	職員の補償保険/旅行保険・物品保険	7,500	
50,000	旅費/運搬費—海外及び国内	35,000	
5,000	その他の委員会の報告書の翻訳	8,000	
1,700	訓練	2,000	
<u>10,000</u>	海外からの採用者のための年間経費—一時帰国経費、帰国経費、移転費	<u>10,000</u>	379,500
379,000			
	事務所管理費		
31,000	事務所借料	31,000	
16,800	事務所の運営経費	17,000	
10,000	物品購入費	10,000	
7,700	通信費	8,000	
<u>12,000</u>	その他	<u>10,000</u>	76,000
77,500			
152,500	EFP作業部会		
717,850	総支出額		600,500

会計規則の改正

会計規則第8条2を以下の文書で置き換える：（下線は修正部分）

8. 2 (a) 事務局長は、委員会が直ちに必要としない資金を短期に運用することができる。そのような運用は、委員会の監査人によって承認された機関により、高い支払い能力があると現在格付けされているオーストラリアの機関あるいは政府組織によって発行される有価証券その他の運用手段に厳に限られる。
- (b) 少なくとも12ヶ月間は使用する予定のない信託基金あるいは特別基金にある資金については、そのような行動が、それらの基金が委員会に付託された際の要件に合致することを条件に、委員会は長期的な運用を認めることができる。そのような運用は、委員会の監査人によって承認された機関により、高い支払い能力があると現在格付けされているオーストラリアの機関あるいは政府組織によって発行される有価証券その他の運用手段に厳に限られる。

1999年11月29日
日本

ミナミマグロの保存措置の効果を確保するための行動計画に関するCCSBTの決議案

CCSBTの目的は、ミナミマグロ（SBT）の保存と最適利用であることに鑑み、CCSBTの非加盟国／地域に登録された相当数の漁船がSBTを漁獲していることを認識し、CCSBTによるSBTの保存措置の効果を確保するための緊急の行動が必要なことに関連し、締約国が、非締約国／地域の条約への加盟あるいはCCSBTへの協力を奨励するためにとってきた精力的な努力を認識して、

みなみまぐろ保存委員会は次の通り決議する：

- a. 委員会は、SBTを漁獲する非締約国／地域が、SBTの保存、管理、及び最適利用のためのCCSBTの措置（以下「保存管理措置」という。）の実施について、委員会に完全に協力することを求める。委員会は、非締約国／地域が、本件に関連してとった措置を委員会に通知することも求める。
- b. 委員会は、2000年の早い時期に開催される、第6回年次会合再開会合、及びその後毎年、委員会が集計する漁獲データ、貿易情報、及び、その他港あるいは漁場で入手した関連情報に基づき、CCSBTの保存管理措置の効果を害する形でSBTを漁獲している漁船の所属する非締約国／地域を特定する。
- c. 委員会は、パラグラフ（b）により特定された非締約国／地域に対し、CCSBTの保存管理措置の効果を減殺することがないようにその漁業活動を改めること、及び、本件に関連してとった措置を委員会に通知することを求める
- d. 締約国は、共同であるいは個別に、SBTを漁獲する非締約国／地域が、CCSBTのSBTの保存管理措置の実施について、委員会に完全に協力することを求める。
- e. 委員会は、適当な時期に、パラグラフ（b）、（c）、（d）によって特定され、要請された非締約国／地域がとった行動についてレビューし、その漁業活動を改めなかった非締約国／地域を特定する。
- f. CCSBTの保存管理措置の効果を確保するため、委員会は、パラグラフ（e）によって特定された非締約国／地域からの、あらゆる形のSBT製品の輸入について、国際的な義務に合致するかたちで、非差別的な貿易制限措置を締約国がとることを勧告する。

CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画

1. 原則／一般

1. 1 加盟国の領土への輸入にあたっては、すべてのミナミマグロは、CCSBTの統計証明書を伴わなければならない。この要求に例外規定はない。
1. 2 この計画の実施は、関係する国際的な義務に合致したものでなければならない。
1. 3 委員会は、この計画の効果及び現実性を確保するため、計画の実施状況を、時宜を失することなく定期的にレビューする。
1. 4 委員会は、輸出国／漁業団体の関係当局が、各輸出業者にこの計画による要求を周知するよう要請する。

2. 要求される情報

2. 1 標準となるCCSBTのミナミマグロ統計証明書の様式及びその指示書は別紙1の通り。国／漁業団体は、この様式を使用することを要請される。翻訳の追加等の最低限の修正は可能であるが、できる限り標準の様式を採用すべきであり、この様式にある情報の項目は削除することはできない。
2. 2 蓄養されたマグロの輸入は、以下の方法によって取り扱う：
 - (a) ミナミマグロ統計証明書は、マグロが蓄養された国／漁業団体の当局によって確認されなければならない、
 - (b) [加盟国が、下記5. 1に従ってミナミマグロ統計証明書のデータを集計し、5. 2に従って計画に基づき収集した輸入データを事務局長に報告する際には、]
{「5. 記録と報告」の部分の修正に基づき変更される} 輸入された蓄養魚の量は、各国／漁業団体毎に、他の輸入物とは別個に記録する、
 - (c) 蓄養されたマグロについてCCSBTのミナミマグロ統計証明書を作成する場合には、各証明書について、輸出の部の第1項の「漁獲した漁船の旗国／漁業団体」の代わりに、輸出国／漁業団体の名称を、輸出の部の第2項の「漁船名、登録番号」の代わりに、マグロの蓄養場の名称を記述する；各証明書の輸出の部の第6項（魚の詳細）については、「漁具コード」は「蓄養」と記述し、「製品重量」は蓄養後の重量とし、「漁獲時期」及び「漁獲海域」は記述する必要はないが、他の項目は一般の証明書の場合と同様に記載する、
 - (d) 輸出するマグロの蓄養場は、以下の情報を保管する義務を負う；すなわち、蓄養のためのマグロを漁獲した漁船名、漁船の旗国／漁業団体、漁具コード、漁獲量と元のサイズ、漁獲海域、マグロを受領した日付、蓄養期間中の魚の成長率及び死亡率、
 - (e) 蓄養場は、CCSBT事務局から要請がある場合には、政府を通じて上記の情報をCCSBTに提供しなければならない。

3. 確認

3. 1 CCSBTのミナミマグロ統計証明書は、原則として、マグロを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の担当官によって確認されなければならない。
3. 2 上記3. 1の担当官によるミナミマグロ統計証明書の確認の要求は、委員会の加盟国については、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用する加盟国は、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

4. 情報の交換

4. 1 もし加盟国が、自国の使用のために標準のミナミマグロ統計証明書の様式を修正した場合には、その修正した様式の写しを事務局長に提供しなければならない。事務局長は、その修正された様式を、他の加盟国、及び、ミナミマグロを漁獲し、加盟国に輸出する非加盟国／地域に提供しなければならない。

4. 2 各加盟国は、確認に関する情報（例えば、確認のタイプ、証明書を確認する機関の名称、証明書を確認する担当官の肩書き、印影の見本）を事務局長に提供し、また、その変更を時宜を失せず連絡しなければならない。事務局長は、ミナミマグロを漁獲し、加盟国に輸出するすべての非加盟国／地域に対し、確認に関する情報の提供を要請し、提供された情報の変更について、時宜を失せず通報するように求めなければならない。

4. 3 事務局長は、上記4. 1及び4. 2で特定された情報を保管し、最新化するとともに、それらをすべての加盟国に提供し、変更がある場合には直ちに連絡しなければならない。

5. 記録と報告

5. 1 [ミナミマグロを輸出入する加盟国]／[事務局長]は証明書のデータを集計しなければならない。

5. 2 [ミナミマグロを輸入する加盟国]／[事務局長]は、この計画によって収集したデータについて、7月1日～12月31日のものは翌年4月1日までに、1月1日～6月30日のものは同年10月1日までに、[事務局長に]報告し、事務局長は、これをすべての加盟国に回章しなければならない。報告の様式は別紙2の通り。

5. 3 [ミナミマグロを輸出する加盟国]／[事務局長]は、上記5. 2に言及した事務局長から受領した輸入データを検査し、委員会にその結果を報告しなければならない。

5. 4 加盟国は、上記5. 3の検査を促進するために、[事務局を通じて、]統計証明書の写しを交換しなければならない。

{5. 1～5. 4は、必要となる経費や利用可能なマンパワーを考慮しつつ、データの管理は事務局が中心的役割を負うとの合意を反映させて修正される}

5. 5 委員会は、事務局長が、ミナミマグロの主要な輸入国／漁業団体に対し、この計画の実施に協力し、その結果得られるデータを委員会に提供するよう求めることを指示する。

6. 再輸出

6. 1 ある加盟国は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書、あるいはCCSBTのミナミマグロ再輸出証明書とともに自国に輸入されたミナミマグロに対し、CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書（標準的な様式は別紙3の通り）の確認を行うことができる。CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書は、担当官、あるいは上記3. 2に基づき加盟国の当局によってCCSBTのミナミマグロ統計証明書を確認することを正式に委任された機関によって確認されなければならない。輸入されたミナミマグロに伴われたミナミマグロ統計証明書の原本の写しが、CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書に添付されなければならない。添付されたミナミマグロ統計証明書の原本の写しは、CCSBTのミナミマグロ統計証明書を承認する担当官、あるいは加盟国の当局によって正式に委任された機関によって確認されなければならない。再輸出されたミナミマグロが再度再輸出される場合には、ミナミマグロの輸入にあたって伴われた統計証明書及び再輸出証明書の確認済みの写しを含む、すべての証明書の写しを、再輸出国により確認されることになる新しい再輸出証明書に添付しなければならない。

い。新しい再輸出証明書に添付される証明書のすべての写しは、CCSBTのミナミマグロ統計証明書を確認する担当官、あるいは加盟国の当局によりによって正式に委任された機関によって確認されなければならない。

6. 2 ミナミマグロを輸入する加盟国は、上記6. 1で求められているすべての確認済みの写しが付されている場合には、同6. 1の再輸出証明書を受け入れなければならない。

6. 3 上記6. 1の手続きに従い再輸出証明書を確認する加盟国は、ミナミマグロの再輸出業者から、再輸出しようとするミナミマグロが、輸入されたミナミマグロに対応することを証明するために必要な書類（例えば、売買契約書）を求めなければならない。求めがある場合には、再輸出証明書を確認する加盟国は、旗国／漁業団体、あるいは輸入国に対し、この照合の証拠を提供しなければならない。

6. 4 [ミナミマグロを輸入する加盟国]／[事務局長]は、再輸出証明書から得られたデータについて、7月1日～12月31日のものは翌年4月1日までに、1月1日～6月30日のものは同年10月1日までに、[事務局長に]報告し、事務局長は、これをすべての加盟国に回章しなければならない。報告の様式は別紙4の通り。

6. 5 加盟国は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画と実質的に同等なスキームを作成し、この計画の要求に従って実施している非加盟国／地域によって確認された再輸出証明書を受け入れることができる。

文書番号	CCSBTミナミマグロ統計証明書 □ 漁獲 □ 蓄養					
輸出の部:						
1. 漁獲した漁船の旗国／漁業団体						
2. 漁船名、登録番号(可能な場合)						
3. その他の漁法(例えば、定置網)に関する情報						
4. 加工場(適当な場合) 名称と住所						
5. 輸出地点(国／漁業団体、州又は県、市)						
6. 魚の詳細						
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	漁獲時期 (月／年)	漁具コード(c)	漁獲海域(d)	製品重量 (kg)	魚の尾数 (RD, GG, DRの場合)
(a): F=生鮮, FR=冷凍						
(b): RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 (積み荷のタイプを記載する; _____.)						
(c): 漁具コードがOTの場合、漁具のタイプを記載する; _____.						
(d): SBTの統計海区(1～10)又はその他の海域(11～13)						
7. 輸出業者の証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
名称	住所		署名	日付	許可番号 (適当な場合)	
8. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。						
氏名及び肩書き			署名	日付	公印	
輸入の部						
輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入業者の証明(積み荷の最終目的地)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入の最終地点: 国／漁業団体 _____ 州又は県 _____ 市						

注1: この様式の作成にあたり英語以外の言語を使用する場合には、この様式に英訳を追加されたい。

注2: 蓄養魚の場合には、指示書の斜体字の部分参照されたい。

ミナミマグロ統計証明書指示書

この様式を作成する際に英語以外の言語が使用される場合には、証明書に英訳を追加されたい。

文書番号

輸出国／漁業団体により割り振られた文書番号を記入する。

タイトル

適当なボックスをチェックする。

輸出の部

1. 漁獲した漁船の旗国／漁業団体

積み荷にあるミナミマグロを漁獲した漁船の船籍国／漁業団体名を記入する。この項目は、この証明書を発行する国／漁業団体と同じものである。蓄養魚の場合には、漁船の国／漁業団体名の代わりに、輸出国／漁業団体名を記入する。

2. 漁船名、登録番号（可能な場合）

積み荷にあるミナミマグロを漁獲した漁船名と登録番号を記入する。蓄養魚の場合には、漁船名と登録番号に代わりに、マグロの蓄養場の名称を記入する。

3. その他の漁法（例えば、定置網）に関する情報

積み荷にあるミナミマグロが漁船以外の方法（例えば、定置網）によって漁獲された場合には、その手段を記入する。

4. 加工場

積み荷にあるミナミマグロを加工した加工場の名称と住所を記入する（適当な場合）。輸出業者と同一の場合は、「輸出業者と同じ」と記入する。

5. 輸出地点（国／漁業団体、州又は県、市）

ミナミマグロを輸出した地点の国／漁業団体、州又は県、市を特定する。

6. 魚の詳細

輸出業者は、最も高い精度で、以下の情報を提供しなければならない。注：一つの製品形態について一行を使用すること。

(1) 製品：船積みされる製品の形態を、生鮮 (F) あるいは冷凍 (FR) で特定する。

(2) タイプ：船積みされる製品のタイプを、丸 (RD)、鰹腹抜き (GG)、ドレス (DR)、フィレ (FL)、あるいはその他 (OT) で特定する；その他の場合は、積み荷のタイプを記載する。

(3) 漁獲時期：積み荷にあるミナミマグロが漁獲された時期（年月）を記入する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。

(4) 漁具コード：次のリストを使用して、ミナミマグロを漁獲するために使われた漁具の種類を特定する；その他のタイプの場合には、漁具のタイプを記載する；蓄養魚の場合には、「蓄養」と記述する。

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り

HARP	鋸
LL	延縄
MWT	中層トロール
PS	巻き網
RR	引き縄 (Rod and Reel)
SPHL	手釣り (遊魚)
SPOR	その他の遊魚
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	引き縄 (Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

(5) 漁獲海域：ミナミマグロが漁獲された海域を、1～13の番号（別添の地図参照）を使用して特定する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。

(6) 製品重量：キログラム単位での製品重量；蓄養魚の場合には、蓄養後の製品の重量を記入する。

(7) 魚の尾数：タイプがRD、GGあるいはDRの場合には、魚の尾数を記入する。

7. 輸出業者の証明

ミナミマグロの積み荷を輸出する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸出された日付、及び、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）を提供しなければならない。

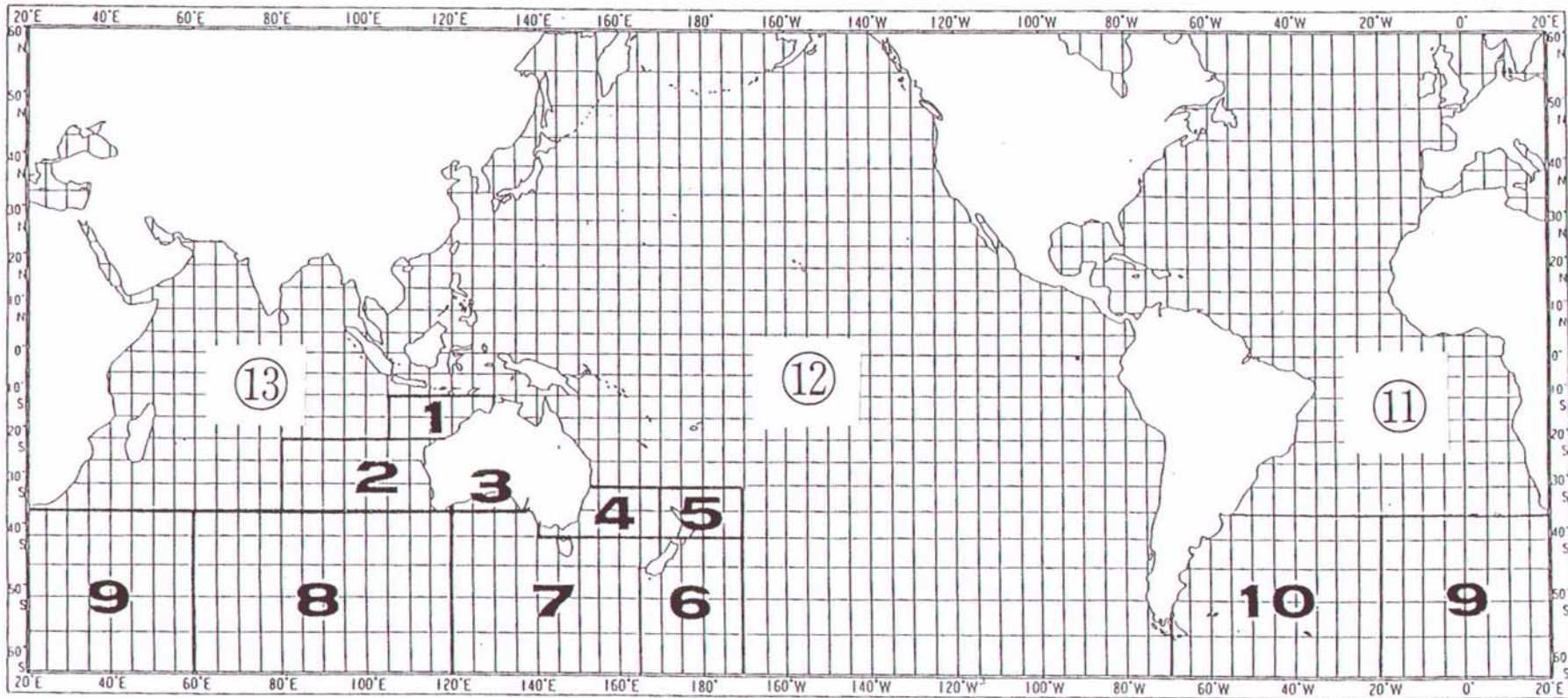
8. 当局による確認

証明書に署名する担当官の氏名と正式な肩書きを記入する。担当官は、この証明書にあるミナミマグロを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の権限ある当局の職員でなければならない。この要求は、委員会の加盟国については、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用する加盟国は、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

輸入の部

ミナミマグロを輸入する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸入された日付、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）、及び、輸入の最終地点を提供しなければならない。これには中間国への輸入（適当な場合）を含む。生鮮、冷蔵の製品については、輸入業者の署名は、当該輸入業者から正式に署名の委任を受けた通関取り扱い業者の職員によるもので代えることができる。

注：蓄養魚に関する指示は、斜体字で記載されている。



CCSBTのミナミマグロ統計証明書の半年毎の報告

期間: _ _ ~ _ _、_ _
月 月 年 輸入国

旗国／漁業団体	海域コード	漁獲時期	漁具コード	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OI	製品重量 (kg)	魚の尾数

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>	<u>製品</u>	
BB	竿釣り	F	生鮮
GILL	刺し網	FR	冷凍
HAND	手釣り		
HARP	鉾		
LL	延縄	<u>タイプ</u>	
MWT	中層トロール	RD	丸
PS	巻き網	GG	鰓腹抜き
RR	引き縄(Rod and Reel)	DR	ドレス
SPHL	手釣り(遊魚)	FL	フイレ
SPOR	その他の遊魚	OT	その他
SURF	その他の表層漁業		
TL	樽流し	<u>海域コード</u>	
TRAP	定置網	1～10	SBT統計海区
TROLL	引き縄(Troll)	11～13	その他の海域(それぞれ大西洋、太平洋、インド洋)
UNCL	不詳		
OT	その他(漁具のタイプを記載する):		

文書番号	CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書			
再輸出の部				
1. 再輸出国／漁業団体				
2. 再輸出地点(国／漁業団体、州又は県、市)				
3. 加工場(適当な場合) 名称と住所				
4. 輸入された魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)	旗国／漁業団体	輸入日
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
5. 再輸出する魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)		
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
6. 再輸出業者の証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
名称	住所	署名	日付	許可番号 (適当な場合)
7. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。				
氏名及び肩書き	署名	日付	公印	
輸入の部				
輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(積み荷の最終目的地)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入の最終地点: 国／漁業団体____州又は県____市				

注1: 再輸出証明書を確認する組織／担当官は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書の原本の写しを確認しなければならない。そのようにして確認されたミナミマグロ統計証明書の原本の写しは、再輸出証明書に添付されなければならない。ミナミマグロが2回以上再輸出される場合には、関連する再輸出証明書のすべての確認された写しが再輸出証明書に添付されなければならない。

注2: この様式の作成にあたり英語以外の言語を使用する場合には、この様式に英訳を追加されたい。

CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書の半年毎の報告

期間: __ ~ __、__
月 月 年

輸入国

旗国／漁業団体	再輸出国	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OT	製品重量 (kg)

ジョイントベンチャー操業に関する情報の収集のためのアレンジメント

1. JV操業のために割当を提供するニュージーランドの会社は、証明済みのJV操業の統計証明書（別紙）を、確認のための正式に委任された団体について、ニュージーランド政府に送付する。
2. ニュージーランド政府、あるいは正式に委任を受けた団体の確認を受けた後、ニュージーランドの会社は、統計証明書を日本のJVのパートナー会社に提供する。
3. JVによる漁獲物の水揚げの前に、日本のJVのパートナーの会社は、統計証明書を日本の水産庁に提供する。
4. 水揚げ後、水産庁は、関連情報をニュージーランド政府に提供する。

ジョイントベンチャー用の文書

文書番号	ミナミマグロ統計証明書 -CCSBT加盟国					
1. 漁獲した漁船の旗国						
2. 漁船名						
登録番号						
3. 水揚げ地						
4. この漁獲について割当量が配分された国名						
5. 魚の詳細						
製品 (a) F/FR	タイプ (b) WH/GG/DR/FL/OT	漁獲時期 (月/年)	漁獲海域	製品重量 (c) (kg)	魚の尾数	漁具コード
(a)=> F=生鮮, FR=冷蔵						
(b)=> WH=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 -具体的に記載する, _____						
(C)=> 製品重量のみ						
6. 証明 (JV操業の割当を提供した会社の社長 (あるいはその代理人))						
私は、私の最良のチキン及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
氏名	住所	許可番号	署名	日付		
7. 当局による確認 (加盟国)						
氏名、肩書き		署名	日付	公印		

別添〇

最終版

CCSBTの科学的プロセスに対する諮問パネルの手続き上のアレンジメント及び付託事項

手続き上のアレンジメント

1. 委員会は、2～3年間について、最低3名の外部科学者が会合に参加するよう、資源評価グループ及び科学委員会の会合のために4～5名の外部科学者のグループ（諮問パネル）を任命する。
2. 委員会は、これらの付託事項を3年後に見直す。

付託事項

- ・ SAG、SC、及び、資源評価手続きワークショップのような委員会が要請するその他の会合に参加すること
- ・ コンセンサスを促進するために、締約国の見解を統合することを支援すること
- ・ 彼らの見解をSAG/SCの報告書に盛り込み、また、資源評価、その他の事項に関する彼ら自身の見解を報告書の形でSC及びCCSBTに提供すること

独立議長及び諮問パネルの資格

SAG及びSCの独立議長、並びに、諮問パネルのメンバーに選任される者は；

1. 締約国が資格のある個人として選出することについてコンセンサスに達した場合を除き、締約国の国民あるいは永住者、又は、1989年12月31日以降に締約国のために働いたことがある者であってはならない、
2. 資源評価について卓越した技術的な能力を有していなければならない、
3. 国際的なレベルでの資源評価及び漁業管理に関係した科学者としての、十分な作業経験を有していなければならない、
4. 大型表層魚資源についての作業経験を有していなければならない、
5. 国際的な漁業委員会において使用される資源評価の手続き及び科学的な手続きに精通していることが望ましい。

1998年のピアレビューのメンバーや過去においてCCSBTと契約関係があった外部科学者は、上記の資格を満たす場合には諮問パネルの選考の対象となることができる。

SAG/SC 議長及び諮問パネルの選任

1999年12月17日 加盟国はSAG議長、SC議長及び諮問パネルの候補者のリストを他の加盟国に回章できるよう事務局に提出する。

1999年12月20日 事務局はリストに挙げられた候補者と連絡をとる。(それぞれの都合及び意思を確認し、都合のいい候補者から履歴書を入手する。 期限日—2000年1月14日

加盟国が選抜を開始する。

2000年1月17日から 加盟国が選抜を最終化する。
2000年1月28日

2000年2月11日 最終決定

注：

1. SAG/SC議長及び諮問パネルは、2000年から2002年のSAG/SC及び年次会合、2000年のSAG/SC以前に開催される資源評価手続作業部会及び管理戦略作業部会に参加すべきである。
2. 資源評価手続作業部会及び管理戦略作業部会の議長は、SAG/SCの議長、諮問パネルまたは他の外部科学者の中から選任される。
3. SAG/SCの議長及び諮問パネルは、委員会が開催を決定した作業部会及び作業グループ会合に出席するよう依頼される場合がある。

SC/SAGの議長の任務

- (a) 事務局を通じて議題案を回章すること
- (b) 会合のスケジュール、SC/SAGの会合の開会及び閉会を宣言すること
- (c) SC/SAGの作業が、実証可能な証拠、仮定の記述、及び、論理の検証という科学の原則を離れないこと、並びに、ここにある規則を遵守することを確保すること
- (d) 可能な限りのコンセンサスに達するよう奨励すること
- (e) 発言の機会を与え、発言の時間を制限すること
- (f) いずれの加盟国も、議長の差配に対しSC/SAGの決定に委ねることができる権利を条件に動議を処理すること
- (g) コンセンサスが存在するかどうかを確認すること
- (h) SC/SAGの各会合にに関連し、SC/SAGに代わり、委員会/SCへ提出する会合の議事についての報告書に署名し、委員会/SCに対しその報告書を提示すること
- (i) 事務局長/SCの議長に、SC/SAGの決定による指示を伝達すること
- (j) 代表との会合の後、加盟国の代表の会合を召集する権限
- (k) 委員会の手続規則にある他の権限及び責務を実施し、SC/SAGの作業が効果的、かつ、その決定に従って行われることを確保するように決定し、方向性を与えること

ミナミマグロの資源評価のための日本の調査活動

日本
1/11/1999

目的	プロジェクト／研究名	収集した情報	経費 #	時期／期間	活動／注釈
1 漁獲量、努力量情報	ログブックデータの加工 (オブザーバーを含む)RTMP 輸入統計(非加盟国／地域)	サイズ毎の漁獲尾数 漁獲量、努力量 非加盟国／地域の漁獲量	714,286	継続／長期 1991年-／中期 継続／長期	ログブックデータの加工 15名のオブザーバー配置、 全操業日のモニター
2 生物学的パラメータ 1) 標本採集	調査船照洋丸 都道府県の訓練船 用船した調査船(計画中)	卵、幼稚仔、成魚(耳石、その他) 成魚(生殖腺、耳石、脊椎骨、その他) 標本(耳石、脊椎骨、胃、筋肉、その他) の採集		1985年-／長期 中期 2000年-／中期	1995年以来9航海 3隻(各45日)、2,142ドルを 要求中
2) 加工／計算	直接年齢査定(延縄の漁獲物) 延縄からの標識放流* AFZ内での標識放流* 記録型標識*	成長、漁獲物の年齢組成 若齢魚のM、F及び成長率 若齢魚のM、F及び成長率 回遊、鉛直移動行動	57,143 92,857 + + +	継続／中期 実行可能性／中期 再捕のみ／中期 1995年-／中期	数百の耳石と数千の脊椎骨 を加工 700尾のSBTが放流された
3 調整指数 1) 漁業に依存するもの	延縄のCPUE 調査漁獲計画(EFP) EFPと同時に実施するCPUEの ランダムサンプリング調査 AFZ内での標識放流*	4歳以上魚の豊度の相対的な傾向 現在と過去の漁場におけるSBTの分布 の比較 漁場の内外における、SBTの分布と相 対豊度の情報 若齢魚のF	5,000,000 1,142,857 +	継続／長期 1998年-／短期 1999年- (実行可能性) 中期 再捕のみ／中期	ログブックデータとCPUEデー タの加工 104隻の調査船、32名のオブ ザーバー 2隻(各30日)
2) 漁業から独立しているもの	音響調査* 航空機による目視調査*	1歳魚の豊度の相対的な傾向 2-4歳魚の豊度の相対的な傾向	928,571 485,714 +	1994年-／長期 1991年-／長期	1隻の用船された調査船 航空機2機
合計			8,421,429 A\$		

*: GSIROとの協力による加入量モニタリング計画(RMP)

* *: RMP及びEFP

: 為替レート1A\$ = ¥70、1999年あるいはその他経費

+ : 航空機による目視調査及び標識放流を含む